

令和4年度に離島の振興に関して講じた施策

～離島振興対策分科会報告～

令和5年5月24日

目 次

	ページ
I はじめに	1
II 令和4年度に離島の振興に関して講じた施策	3
1. 地域活性化を推進し定住の促進を図るための支援	3
(1) 地域活性化を推進し定住の促進を 図るための支援（離島活性化交付金）	3
(2) スマートアイランドの実現に向けた取組の推進	7
(3) 防災対策の強化のための支援	7
(4) 離島地域における税制制度（割増償却制度）	8
2. 本土と離島間、離島と離島間及び離島内の 交通通信を確保するための航路、航空路、 港湾、空港、道路等の交通施設及び通信 施設の整備並びに人の往来及び物資の流通 （廃棄物の運搬を含む。）に要する費用の低廉化	8
(1) 交通体系の整備、人の往来等に要する 費用の低廉化	8
(2) 高度情報通信ネットワーク等の充実	10
3. 農林水産業、商工業等の産業の振興及び 資源開発を促進するための漁港、林道、 農地、電力施設等の整備	11
(1) 農林水産業の振興	11
(2) 地域資源等の活用による産業振興等	12
4. 就業促進を図るための雇用機会の拡充、 職業能力の開発等	13
5. 生活環境の整備	14
6. 医療の確保等	15
7. 離島の妊婦健診・出産に係る支援経費	16
8. 介護サービスの確保等	16
9. 高齢者の福祉その他の福祉の増進	17
10. 教育及び文化の振興	18
(1) 教育の振興	18
(2) 文化の振興	19
(3) 調査、研究等の実施	19
11. 観光の開発	19
12. 国内及び国外の地域との交流の促進	20
13. 自然環境の保全及び再生	21
14. 再生可能エネルギーの利用その他の エネルギー対策	23
15. 水害、風害、地震災害、津波災害、 その他の災害を防除するために 必要な国土保全施設等の整備	25

(参考資料)

I	離島振興法	26
II	離島の現況	27
	1. 人口等の動向	27
	2. 財政	30
	3. 医療	30
	4. 教育	31
	5. 生活環境	32
	6. 高度情報通信ネットワーク	32
	7. 産業分類別就業者数等の推移	33

I はじめに

離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号。以下「法」という。）に基づく離島振興対策実施地域（以下「離島地域」という。）は、令和 5 年 4 月 1 日現在で 77 地域が指定されており、その数は 256 島、面積約 5,317 平方キロメートル、人口約 34 万人となっている（参考 I-1、参考 I-2）。これらの離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全とあわせて、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。

離島地域においては、地元の積極的な取組等により、一部の離島でわずかではあるが定住者が増加するなど、明るい兆しが見られるものの、厳しい自然的社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、産業基盤、生活環境等に関する本土との地域格差など、引き続き対応すべき課題が残されている。また、人口減少や高齢化が進展するとともに、基幹産業である一次産業の停滞など、離島地域をめぐる状況は依然として厳しい。

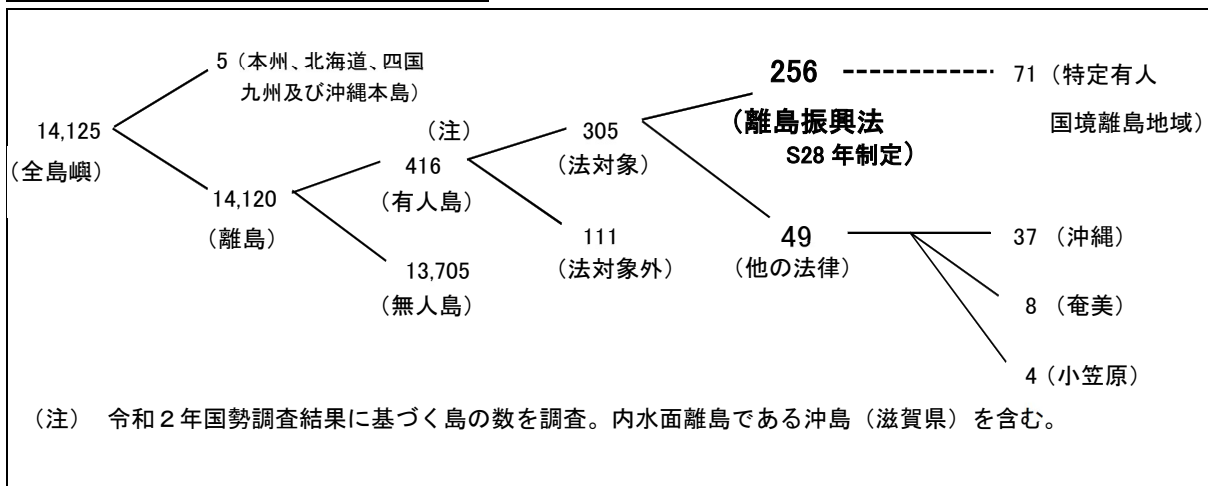
令和 4 年度においては、離島振興法に基づいて離島振興施策を推進するとともに、議員立法により「離島振興法の一部を改正する法律」が成立し、法期限が 10 年間延長されるとともに離島振興に係る配慮規定の充実がなされた。改正離島振興法は、令和 5 年 4 月 1 日に施行され、令和 5 年度からの離島振興は、この改正の趣旨を踏まえ、一層強力に推進する必要がある。

また、平成 28 年 4 月に成立した「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき実施されている施策は離島振興施策と密接に関係していることから、関係省庁が緊密に連携を図りながら、政府一体となって取り組む必要がある。

本報告は、改正前の離島振興法に基づき令和 4 年度に講じた離島の振興に関する施策について、離島振興法第 21 条の 2 の規定に基づき主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が国土審議会離島振興対策分科会（以下「本分科会」という。）に報告するものである。

(参考 I - 1) 日本の島嶼の構成

(令和 5 年 2 月 28 日現在)



(備考) その他の法律：有人国境離島法（平成 28 年制定）

沖繩振興特別措置法（平成 14 年制定（旧法昭和 46 年制定、平成 14 年失効））。

奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年制定）。

小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年制定）。

(出典) 国土地理院調べ

※ 全島嶼数は、国土地理院調べにより14,125島（令和 5 年 2 月 28 日公表）となり、これまで我が国の島の数として広く用いられてきた6,852島（海上保安庁、昭和62年公表）から増加している。

※ 離島振興対策実施地域に含まれる有人離島数は、令和 2 年国勢調査結果により、256島となっている（令和 5 年 1 月 25 日公表）。

(参考 I - 2) 離島振興法の対象となる離島の面積・人口等

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

	合計
指定地域数	77
指定有人島数	256
面積	5,317 km ²
人口	34万人
関係市町村数	111

(出典) 人口は令和 2 年国勢調査（令和 2 年 10 月 1 日時点）の数値。国土交通省の定義に基づき離島振興法対象地域の人口を算出。

面積は公益財団法人日本離島センター「離島統計年報 2021」。

Ⅱ 令和4年度に離島の振興に関して講じた施策

以下、令和4年度に講じた離島の振興に関する措置について、具体的に記す。

なお、本章での記載の順は、離島活性化交付金から、法第3条第2項に掲げられている基本方針に定めるべき事項の順におおよそ従いつつ記載している。

1. 地域活性化を推進し定住の促進を図るための支援

(1) 地域活性化を推進し定住の促進を図るための支援（離島活性化交付金）

平成24年6月の法改正により「地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図る」ことが目的に明記され、従来から講じられていた公共事業や産業振興等の離島振興策に加え、人の往来や定住といった島の人の暮らしの側面をも直接的に視野に入れた支援策として、雇用の拡大や交流人口の増加にもつながる離島のさらなる自立的発展を促進するための支援事業である「離島活性化交付金」事業を平成25年度から実施している。

同交付金は、定住促進事業、交流促進事業及び安全安心向上事業の3つの柱で構成されており、地元の産品等を利用し新たな戦略産品を開発するための研究費への支援や、魚介類等の特産品やその原材料の海上輸送費の軽減に活用する例などが見られる。また、離島と本土、離島と離島間の交流促進のための地元の観光資源を利用した事業の開催、本土における主要都市でのPR等の取組等に利用されている。特に交流促進に関する事業は、観光産業の振興のみならず、島からの情報発信により島の魅力を伝えることで、U・J・Iターンにも効果を発揮している。

令和4年度予算においては、令和3年度補正予算と合わせて約16億円を確保し、下記のような事業に対して支援を行った。特に、交流促進事業においては、従来から支援を行っていた離島留学の取組について、留学のための寄宿舎整備費も新たに支援の対象とした。

①定住促進事業

(i) 産業活性化事業

- ・戦略産品開発（戦略産品開発のための調査、研究、研修事業、ブランド化、戦略産品のテスト販売、産業活性化のための広報等）
- ・輸送支援（戦略産品の移出及び原材料等の移入に係る海上輸送費支援）

(ii) 定住誘引事業

- ・定住情報の提供（U・J・Iターン希望者のための相談窓口の設置、空家情報の提供 等）

- ・ 施設整備（人材受け入れのための空家改修等）
- ・ 知識の習得機会の提供（定住希望者向け）

(iii) 流通効率化関連施設整備等事業

- ・ 施設整備（倉庫、荷捌き施設、荷役機材、冷凍、冷蔵庫等）

②交流促進事業

- ・ 地域情報の発信、交流拡大のための仕掛けづくり及び交流の実施

③安全安心向上事業

(i) 防災機能強化事業

- ・ 避難施設の整備、防災活動拠点の改修等、避難路 等

(ii) 計画策定等事業

- ・ 災害時の離島のエネルギー確保のための調査及び計画策定 等

なお、「参考Ⅱ－１」に記した具体的活用例からも分かるように、同交付金を利用した事業の推進にあたっては、離島地域それぞれの特性を活かすことが望ましく、地元の NPO や住民の方々からの協力やアイデアを活用する等、地域が自らの活性化を推し進める姿勢が大きく期待される。ソフト面における事業支援という性質からも、同交付金の活用は自然環境や地理的環境、伝統や文化等、離島の独自性と不可分なものであるため、都道府県・市町村等を含めた関係団体や関係者が一体となって取り組むことで、その効果が一層発揮されるものである。

(参考Ⅱ－１) 離島活性化交付金の具体的活用例

令和４年度の離島活性化交付金について、実施自治体数は 19 県 60 市町村、交付件数は 180 件であった。

①定住促進事業

(i) 産業活性化事業

- ・ 戦略産品開発

○長崎県五島市

事業名：五島産品魅力発信事業

事業費：35,825 千円

概要：市外の百貨店・スーパー等において五島フェアを開催し、五島産品の周知拡大及び販売促進に繋げるほか、市外のバイヤー等と市内事業者との商談機会を創出した。また、市外で五島産品を取り扱う店舗を「五島市公認産品応援店」として認定し、地場産品の利用拡大によるブランド化を図った。

- ・ 輸送支援

○徳島県阿南市

事業名：伊島地区戦略産品の移出に係る輸送支援事業

事業費：4,065 千円

概要：戦略産品（アワビ、伊勢エビ等の魚介類（生鮮、冷凍もの））の島外移出にかかる海上輸送費を支援することで漁業事業者の負担を軽減し、漁業者数の維持・確保を図った。

(ii) 定住誘引事業

・定住状況の提供

○山形県

事業名：飛島移住定住促進事業

事業費：4,526 千円

概要：飛島の魅力をオンラインを通じて発信するとともに、全国の参加者と飛島の課題を解決するオンラインワークショップを開催し、参加者の当事者意識を高め、来島意欲が高まったところで実際に飛島に来島し、リアルで飛島の魅力や課題を体感してもらうことで、参加者の関係人口化を図るとともに、将来的な移住者の確保に繋げた。

・施設整備

○長崎県新上五島町

事業名：移住定住促進住宅改修事業

事業費：60,047 千円

概要：移住者数が年々増加している中、空き家バンクとして提供できる住宅がほぼ無い状態であることから、移住希望者のニーズに寄り添った質の高い移住定住促進住宅を整備することにより、移住定住の促進を図った。

(iii) 流通効率化関連施設整備等事業

○鹿児島県三島村

事業名：特産品輸送設備整備事業

事業費：8,195 千円

概要：戦略産品を本土へ出荷するための冷蔵コンテナ及び冷凍冷蔵庫の整備を支援することにより、生産量の増加や販路拡大を図った。

②交流促進事業

・地域情報の発信

○愛媛県上島町

事業名：ゆめしま海道全線開通を契機とした観光推進事業

事業費：8,584 千円

概要：令和4年3月の岩城橋完成に伴うゆめしま海道（弓削島～佐島～生名島～岩城島）全線開通を契機としたPR事業として、情報発信素材（動画・写真）の制作や制作素材を用いた効果的な情報発信並びにメディアの誘致、開通記念サイクリングイベントの開催、観光パンフレット改訂等を実施した。

・交流拡大のための仕掛けづくり

○香川県三豊市

事業名：瀬戸内国際芸術祭 2022 粟島会場整備事業

事業費：17,324 千円

概要：瀬戸内国際芸術祭 2022 の会場として、案内所の設置等、アクセス・インフラ整備を行いスムーズな会場運営を行った。また、地元実行委員会との調整を図りながら来場者案内や作品管理等のスタッフなどの受入体制の整備を進め、継続した交流に繋げた。

・交流の実施

○北海道奥尻町

事業名：奥尻町離島留学受入寄宿舍増築事業

事業費：5,467 千円

概要：奥尻町における離島留学生受入可能数は、58名である（うち8名は下宿）。定員の60名を受入可能とするため、既存寄宿舍を増築し、安定的な受入環境を整備した。

③安全安心向上事業

(i) 防災機能強化事業

○新潟県粟島浦村

事業名：クラウド型防災・安全情報伝達システム整備事業

事業費：118,984 千円

概要：これまで防災・安全情報の受信は各世帯に設置している旧規格の無線施設（旧スプリアス規格）のみであったが、機器を更新しデジタル化（スマートフォンアプリを導入）を図ることで、島民が容易に必要な情報を獲得できる体制を確保した。

(ii) 計画策定等事業

○鳥根県海士町

事業名：海士町地域防災計画改訂事業

事業費：5,060 千円

概要：令和3年度の災害対策基本法の改正を受けて、近年のコロナ禍においても災害発生時に迅速で適切な避難行動や災害対応策が取れるよう海士町地域防災計画を改訂し、役場関係課、島内関係事業所に配布した。

(2) スマートアイランドの実現に向けた取組の推進

離島の本土からの隔絶性や四方を海などに囲まれた地理的条件を背景に、人の移動や物流への制約やコスト増などの島民の生活や地域産業への様々な影響が生じている中、昨今の進展がめざましい新しい技術や知見を離島地域に導入することで課題解決を図る「スマートアイランド」を推進している。

令和4年度は、各離島地域が抱える課題解決のため、ICTなどの新たな技術・知見を活用し、現地に実装するために必要な実証調査を全国12箇所で行った。

令和4年度に実施した調査地域（関連分野）

- ・山形県酒田市（物流関連）
- ・新潟県粟島浦村（物流・防災関連）
- ・東京都八丈町（防災関連）
- ・三重県鳥羽市（医療、介護関連）
- ・島根県隠岐の島町（教育関連）
- ・香川県土庄町（生活環境整備関連）
- ・香川県三豊市（医療関連）
- ・広島県大崎上島町（交通関連）
- ・山口県柳井市（介護関連）
- ・長崎県五島市（環境関連）
- ・熊本県上天草市（エネルギー関連）
- ・鹿児島県長島町（生活環境整備関連）

令和4年度に実施した主な調査例

- ・ヨット型帆船ドローンによる物資輸送（山形県酒田市）
- ・ロボットと声を掛けあうコミュニケーションによる高齢者見守り（三重県鳥羽市）
- ・水中ドローンによるウニ（ガンガゼ）捕獲（長崎県五島市）

(3) 防災対策の強化のための支援

離島は四方を海等に囲まれていることから、津波等によりひとたび被災した場合には本土と比べて避難支援を含めた応急・復旧活動に時間を要し、孤立化する

おそれが大きい。そこで、離島の防災機能強化を図るため地震津波対策として行われる公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に対し、地方財政措置が拡充（公共事業等債における交付税措置の拡充）されており関係地方公共団体の財政負担の軽減が図られている。

（補足）上記措置については、法附則第5条「防災機能の強化を図るための財政上の措置等」について、「政府は、離島の防災機能の強化を図るため、この法律の施行後早急に、離島振興計画に基づく海岸、道路、漁港等の整備に係る事業について、離島振興対策実施地域に係る地方公共団体の財政負担の軽減を図りつつ、強力に推進する仕組みを整え、所要の財政上の措置等を講ずるものとする。」に基づき平成26年度より措置されたものである。同時に、前述の離島活性化交付金による離島の防災機能の強化を図るため、避難施設等防災拠点施設の改修事業が支援対象として追加された。

（4）離島地域における税制制度（割増償却制度）

離島地域における産業振興を効果的に促進するため、令和5年3月31日を期限とする離島地域における税制制度が措置されている。（「参考Ⅱ－2」）

地域振興のためには地元市町村の主体的な取組が必要不可欠であることから、本税制措置の適用のためには市町村が産業の振興に関する計画を策定し、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣から地区指定を受けることとされており、令和5年3月31日時点で108市町村が計画を策定している。

（参考Ⅱ－2）離島地域における税制制度（割増償却制度）

製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の工業用機械等の取得等に係る割増償却（所得税、法人税）（令和5年3月31日まで）

機械・装置：普通償却限度額を32%上乗せする（5年間）

建物・附属設備、構築物：普通償却限度額を48%上乗せする（5年間）

令和4年度は、当該税制制度の適用期限延長を要望し、2年間の延長がなされた（令和7年3月31日期限）。また、離島振興法改正に伴い、適用要件が変更され、市町村が策定する産業の振興に関する計画で定める地区に代わり、都道府県が定める離島振興計画における記載された、産業の振興を促進する区域において対し、本税制措置が適用されることとなった（過疎持続的発展市町村計画に記載された産業の振興を促進する区域を除く。）。

2. 本土と離島間、離島と離島間及び離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備並びに人の往来及び物資の流通（廃棄物の運搬を含む。）に要する費用の低廉化

（1）交通体系の整備、人の往来等に要する費用の低廉化

離島航路及び離島航空路は、離島で生活する人々にとって日常の生活のほか産業振興、島外との交流を進めていく上で欠くことのできない基盤的な存在となっ

ている。こうしたことから、離島航路及び離島航空路の維持や安全かつ安定的な輸送の確保並びに島民生活や離島地域の産業の維持及び発展を支えるための輸送ダイヤ・運賃体系の確保に努めるとともに、内航旅客船について、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいことから、補正予算において、離島航路補助における欠損拡大分に対する追加的支援などを行った。併せて、港湾や離島架橋をはじめとする道路等の交通施設の整備を図るための支援を行った。

また、離島地域においては、離島航路及び離島航空路の需要の減少等によりそれらの運賃が住民にとって割高な水準となる傾向があり、地域間格差の是正や離島への定住促進を図る上で障害となっている。加えて、物資の輸送についても、他の本土地域と比べ、費用が多くかかる状況にあることから、島内産業の競争力の低下が生じており離島の振興を図る上で大きな障害となっている。こうしたことから、離島航路及び離島航空路並びに物資の流通に要する費用の低廉化に向けた取組を行った。

令和4年度に講じた主な施策

社会資本整備総合交付金

離島交通の安定的確保（港湾整備事業等）

離島航路運営費補助（航路）

鹿兒島～十島～名瀬、東京～八丈島、見島～萩航路等

115事業者 127航路

（奄美群島 2事業者 3航路）

（小笠原諸島 1事業者 1航路）

（沖縄県 15事業者 15航路）

離島住民運賃割引補助（航路）

粟島～岩船、度島～平戸航路等 12事業者 13航路

（奄美群島 1事業者 1航路）

（小笠原諸島 1事業者 1航路）

離島航路構造改革補助（航路）

沖の島～片島、姫島～国見、与路～古仁屋等

18事業者 18航路

離島航空路運航費補助（航空路）

奥尻～函館、八丈島～羽田、福江～長崎等 4事業者 10路線

（奄美群島 1事業者 4路線）

（沖縄県 1事業者 1路線）

離島住民運賃割引補助（航空路）

大島～調布、新島～調布、神津島～調布 1事業者 3路線

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（航路）

稚内～利札、新潟～両津、長崎～五島等 31航路

（2）高度情報通信ネットワーク等の充実

離島地域における高度情報通信ネットワーク等の整備は、離島地域が有する地理的制約を克服するほか、交流・雇用的手段としても極めて有効であり、基盤整備の結果、ほぼ全ての有人離島において、ブロードバンドの利用、地上デジタル放送の受信及び携帯電話の利用が可能となった。

令和元年度からは、高度無線環境整備推進事業により、地域活性化や地域の課題解決を支援する上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するため、離島等の「条件不利地域」において、地方公共団体、電気通信事業者等が光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助している。令和3年度からは、本事業において、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費についても新たに補助対象としている。

また、携帯電話等の使用可能エリアの拡大や5G等の高度化サービスの普及も課題となっていることから、その費用の一部を支援する携帯電話等エリア整備事業を実施している。

加えて、ケーブルテレビ網の切断が想定される箇所の2ルート化等の整備費用の一部を補助する制度について、離島地域等の条件不利地域においては、老朽化した既存幹線を同時に更改するときも補助対象としているほか、ケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部を補助している。

令和4年度に講じた主な施策

高度無線環境整備推進事業	対馬市、佐渡市等	17件
	（奄美群島	2件）
	（沖縄県	1件）
携帯電話等エリア整備事業（基地局施設整備）	（奄美群島	1件）
携帯電話等エリア整備事業（高度化施設整備）	佐渡市、隠岐の島町、対馬市等	10件
	（沖縄県	6箇所）
「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業	唐津市	1件
	（沖縄県	1件）

3. 農林水産業、商工業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備

(1) 農林水産業の振興

農林水産業は、離島における基幹産業である。離島の農林水産業は、水産物をはじめとする食料の安定的な供給等の面で重要な役割を果たしているが、離島は狭小で急傾斜地が多いこと等から生産等のコストがかかることや、高齢化の進展による就業者数の減少等の問題もあり、その生産額は、平成2年のピーク時には3,586億円であったが、平成31年には1,429億円となっており（公益財団法人日本離島センター「離島統計年報」）、現状は極めて厳しいことが分かる。

このような中で、離島地域の特性を活かした農林水産業の振興を図るためには農林水産業の生産基盤を強化するとともに、効率的かつ安定的な経営を担う人材の育成及び確保に向けた取組や、技術の開発及び普及を促進することが必要である。また、農林水産業が維持されることにより、国土の保全、文化の継承等の多面的機能が発揮されておりこれを確保することも必要である。

このため、中山間地域等直接支払交付金を活用し、農業生産活動を継続して行う農業者等に対して、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うとともに、多面的機能支払交付金を活用し、地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、農地、水路、農道等の地域資源の質的向上を図る活動を支援した。また、農山漁村振興交付金のうち、地域活性化対策及び農泊推進対策により、人材育成や地域ぐるみの連携体制づくり等を通じ、美しい海辺等を活用した農山漁村における農泊の推進を図ったほか、農山漁村発イノベーション対策（定住促進対策型及び交流対策型）により、市町村等が策定した定住・交流促進のための計画の実現に必要な施設等の整備を支援した。

さらに、荒廃農地の発生防止・解消等を図るとともに、鳥獣被害の防止、森林の整備・保全等を支援した。

また、漁業者が安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の繁殖地の保護、整備等を推進し、離島漁業を再生させるため、離島漁業再生支援交付金を活用し、漁場の管理・改善等の離島周辺海域における水産動植物の生育環境の保全及び改善に資する取組、海洋資源の高付加価値化等の地域の自主性と創意工夫を生かした実践的な取組や新規就業者の定着を図る取組を支援するとともに、燃油と配合飼料の高騰による漁業経営への影響を緩和するため、漁業者と国が積立を行い、燃油・配合飼料価格が一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付する漁業経営セーフティーネットの構築を支援した。

令和4年度に講じた主な施策

中山間地域等直接支払交付金

多面的機能支払交付金

佐渡市、隠岐の島町、吉野市等 30市町村

農山漁村振興交付金（うち農山漁村発イノベーション対策（定住促進対策型及び交流対策型））

周防大島町、平戸市 2市町

同（うち地域活性化対策）

佐渡市、大崎上島町、小豆島町、福岡市（小呂島） 4市町

同（うち農泊推進対策）

笠岡市、新宮町、平戸市等 7市町

鳥獣被害防止総合対策交付金

林業・木材産業成長産業化促進対策交付金（うち森林整備地域活動支援対策）

対馬市、天草市 2市

離島漁業再生支援交付金

五島市、対馬市、新上五島町等 56市町村

（奄美群島 11市町村）

（小笠原諸島 1村）

（沖縄県 18市町村）

（２）地域資源等の活用による産業振興等

我が国の周辺海域には、水産資源、エネルギー資源、鉱物資源等のほか、海洋性レクリエーションの場にふさわしい地域資源が賦存している。

地域の自立的発展を促進するためには、これらの地域資源を活用することが重要であり、農山漁村の6次産業化を推進する観点から、農山漁村振興交付金のうち地域活性化対策を活用し、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動を支援したほか、農泊推進対策により地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組等への支援を行った。

また、離島漁業を再生させるため離島漁業再生支援交付金を活用し、海洋資源の高付加価値化、低・未利用資源の活用、販路拡大、体験漁業、海洋レジャーへの取組等、地域の自主性と創意工夫を生かした実践的な取組を支援した。

加えて、地域資源を活用して環境・社会・経済の統合的向上を実現する事業を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、持続可能な地域をつくとともに、地域の個性を活かして地域同士で支え合うネットワークを形成していく「地域循環共生圏」の考え方に基づく地域づくりの支援を実施した。

（補足）平成24年6月の法改正の際に、水産動植物の生育環境の保全及び改善等について新たに規定が設けられ（法第14条第2項及び第3項）、国及び地方公共団体は離島の安定的な水産業のため、水産動植物の生育環境の保全及び改善等について適切な配慮をするものとされた。

令和4年度に講じた主な施策

農山漁村振興交付金（うち地域活性化対策）（再掲）

佐渡市、大崎上島町、小豆島町、福岡市（小呂島）	4市町
同（うち農泊推進対策）（再掲）	
笠岡市、新宮町、平戸市等	7市町

離島漁業再生支援交付金（再掲）

五島市、対馬市、新上五島町等	56市町村
（奄美群島	11市町村）
（小笠原諸島	1村）
（沖縄県	18市町村）

環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費

対馬市、周防大島町、隠岐の島町	3件
（奄美群島	1件）

4. 就業促進を図るための雇用機会の拡充、職業能力の開発等

離島地域では、基幹産業である第一次産業の不振等による就業機会の減少や、人口減少や高齢化の進展に伴う地域の産業を支える人材の不足が課題になっている。これらのことから、離島地域を含む雇用情勢の厳しい地域等で事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた事業主に一定額を助成する地域雇用開発助成金や、地域の協議会が地域の特性を生かして提案する「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する地域雇用活性化推進事業により、雇用情勢が厳しい離島地域における雇用創造の取組等を支援し、雇用機会の確保に努めた。

また、職業に必要な技能及び知識を習得するため、民間機関を活用した多様な職業訓練機会の確保を図った。

（補足）平成24年6月の法改正の際に、「就業の促進」について新たに法を規定され（法第14条の2）、国及び地方公共団体は、離島地域の住民及び同地域へ移住しようとする者の離島地域での就業促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的職業能力の開発及び向上のための施策の拡充について適切な配慮をするものとされた。

令和4年度に講じた主な施策

地域雇用開発助成金

吉崎市、屋久島町、龍郷町、知名町	4市町
------------------	-----

地域雇用活性化推進事業

延岡市、薩摩川内市等	13市町村
（奄美群島	5市町村）
（沖縄県	1市）

民間機関を活用した多様な職業訓練機会の確保

5. 生活環境の整備

汚水処理人口普及率は、全国が令和元年度末時点において、91.7%^(注)であるのに対し（令和2年9月4日付け「国土交通省報道発表資料」）、離島地域は令和2年4月1日時点において、59.8%であった（公益財団法人日本離島センター「離島統計年報」）。このため、島民、観光客等が安心して心地よく生活し又は滞在できるようにするために、水の確保や汚水処理に関する取組を推進した。

すなわち、汚水処理による快適な生活環境の確保に向けて、事業実施主体である地方公共団体自らが、下水道、集落排水施設、浄化槽のそれぞれの有する特性、経済性等を総合的に勘案して、効率的な整備・運営管理手法を選定した都道府県構想に基づき、適切な役割分担の下で汚水処理施設の整備を実施しているところである。

また、廃棄物処理については、廃棄物の適正処理による快適な生活環境の確保を図るため、循環型社会形成の推進という観点から、地方公共団体の自主性と創意工夫を活かした計画に基づく、地域の特性を活かした廃棄物処理に必要な施設の整備に要する費用の一部を支援した。併せて、水道施設については、簡易水道等施設整備費補助及び生活基盤施設耐震化等交付金により、主に老朽対策、耐震化及び簡易水道統合の取組に必要な水道施設整備に要する費用の一部を支援した。

（注）福島県のうち、東日本大震災の影響により調査不能な市町村を除いた都道府県の集計データ。

（補足）平成24年6月の法改正の際に、「生活環境の整備」について新たに法に規定され（法第14条の3）、国及び地方公共団体は、離島地域における定住の促進に資するため、住宅及び水の確保、汚水及び廃棄物の処理その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切な配慮をするものとされた。

令和4年度に講じた主な施策

社会資本整備総合交付金

農村整備事業、漁村整備事業、農山漁村地域整備交付金

うち農業集落排水施設整備事業

神津島村、薩摩川内市等	11市町村
（奄美群島	8市町村）
（沖縄県	1村）

うち漁業集落排水施設整備 隠岐の島町、西ノ島町、佐渡市等 15市町村

浄化槽整備（循環型社会形成推進交付金事業）

五島市等	36件
（奄美群島	10件）

廃棄物処理施設整備（循環型社会形成推進交付金事業）

新上五島町等	14件
--------	-----

	(奄美群島)	3件)
簡易水道等施設整備費補助（離島振興事業費）		
	対馬市等	21件
	(奄美群島)	3件)
生活基盤施設耐震化等交付金		

6. 医療の確保等

医療の確保は住民が安心して暮らすための基礎となるものであり、特に離島においては、医師の不在等、医療の提供に支障が生じている地区への対応が課題となっている。そのため、へき地保健医療対策費等を活用して、患者搬送艇等による離島地域の医療体制の充実を図るとともに、地域の中核的な病院等による支援や協力体制の構築、ドクターヘリによる医療支援、遠隔医療の導入等を推進した。

さらに、島民や離島地域を訪れる観光客等が安心して生活又は滞在ができるようへき地診療所の整備や運営支援等、地域の実情にあったへき地保健医療対策の着実な実施に努めた。

看護師が実施可能な医療行為に対する支援として、特定行為研修の推進及びICTを活用した在宅看取りに関する研修を実施した。

(補足)平成24年6月の法改正の際に、新たに、医療計画の策定に当たっての配慮規定が設けられた(法第10条第8項)。医療計画は各都道府県が地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図るために作成しているものであり、離島を抱える都道府県では、多くのところで離島についての記載がされている。さらにその実効性を高めるべく、医療計画に携わる都道府県職員の質の向上のための研修を実施している。

また、同改正により「保健医療サービスを受けるための住民負担の軽減」が新たに規定され(法11条の2)、国及び地方公共団体は、保健医療サービス等について、離島の住民負担軽減について適切な配慮をするものとされた。

令和4年度に講じた主な施策

へき地保健医療対策費

(市町村等が運営しているへき地診療所等に対し、運営費の補助を実施)

佐渡島、小豆島、種子島等	168施設
(奄美群島)	7施設)
(小笠原諸島)	1施設)
(沖縄県)	26施設)

医療施設等設備整備費

(市町村等が運営しているへき地診療所等に対し、設備整備費の補助を実施)

医療施設等施設整備費

(市町村等が運営しているへき地診療所等に対し、施設整備費の補助を実施)

7. 離島の妊婦健診・出産に係る支援経費

離島に居住する妊婦は、その島を離れて妊婦健診・出産をせざるを得ない場合があり、その際の船舶・航空機の交通費及び宿泊費を伴う移動が多いことが大きな課題となっている。このような状況に鑑み、平成 25 年度から、妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていない離島に居住する妊婦の健康診査受診時・分娩時にかかる交通費及び宿泊費の支援に要する経費につき、特別交付税措置を講じた。

(補足) 平成 24 年 6 月の法改正の際に、「離島の妊娠健診・出産に係る支援経費」について新たに法に規定され(法第 10 条 7 項)、離島地域に居住する妊婦が健康診査を受診し、出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、国及び地方公共団体は、妊婦が居住する離島に妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていないことによって当該離島の区域外の病院、診療所等に健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合に、当該通院又は入院に対する支援について適切な配慮をするものとされた。

これを受け、上述のとおり平成 25 年度から施策が講じられており、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う上記経費の支援について、特別交付税に関する省令(昭和 51 年自治省第 35 号)の一部を改正し、特別交付税の算定の基礎とすることとしている。

8. 介護サービスの確保等

介護保険制度の中では、指定サービス等の確保が著しく困難な離島等の地域で、市町村が必要と認める場合には、これらのサービス以外の居宅サービス・介護予防サービスに相当するサービスを保険給付の対象とする措置を実施しており、地域のニーズに応じた適切なサービスが提供されるような環境整備を図った。

また、希望する地方自治体において、離島等の地域の実情を踏まえたサービス確保等のため、ホームヘルパー養成等、人材の確保対策に重点を置き、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等の実施に要する費用の一部について補助を行うとともに、令和 2 年度より、地域医療介護総合確保基金を活用し、離島等地域における介護人材確保の取組を支援するため地域外部から就職するための引越費用の助成等の支援が可能となった。

また、地域医療介護総合確保基金において、介護サービス事業所等の業務効率化を通じて、サービスの質を確保しつつ、職員の負担軽減を図るため、介護ロボット・ICT 導入支援事業を継続して実施した。

離島等地域では、サービス確保の観点から、訪問介護等において、サービス費用の 15%を加算する特別地域加算があり、当該加算を取得した場合、利用者負担も増額されることになる。このため、他地域との均衡を図る観点から、事業者が低所得者の利用者負担額の 1 割分を減額(通常 10%の利用者負担を 9%に減額)した場合に、事業者に助成金を交付する措置を講じた。

(補足) 平成 24 年 6 月の法改正の際に、国及び地方公共団体は、「介護サービスの確保等」について新たに法に規定され(法第 10 条の 2)、老人居宅生活支援事業に係る介護サービスの提供等介護サービスの内容の充実等について適切な配慮をするものとされた。これは、小規模多機能型居宅介護など、通所介護以外の居宅サービスについても確保を図っていくこと等を明確にするとの観点から設けられている。

令和 4 年度に講じた主な施策

離島等サービス確保対策事業

大島町等

8 市町村

地域医療介護総合確保基金(介護従事者分)

(離島中山間地域等における介護人材確保支援事業)

介護ロボット導入支援事業・ICT 導入支援事業

離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置

9. 高齢者の福祉その他の福祉の増進

令和 2 年 10 月 1 日現在における高齢者比率(65 歳以上人口の比率)は全国が 28.6%(注 1)である一方、離島地域は 42.3%(注 2)であった。離島地域においては、総じて高齢化が進展しており、医療需要に加え、介護需要も高まってきている。こうした状況から、多様なニーズに配慮しつつ、高齢者が安心して自立した生活を送ることができるように支援した。具体的には、離島地域において、地域医療介護総合確保基金により、独立して生活することに不安のある高齢者等に対する介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する「生活支援ハウス」を設置する場合等に、整備費の補助を行うことが可能となっている。また、令和元年度より、離島地域に介護施設を建設する場合に、建設工事の労務費・資材費が本土と比べて割高となっていることを踏まえて、補助単価の 8%加算を可能とした。

また、子どもが心身ともに健やかに育つことができるような環境整備をするために、保育サービスについて、通常の保育所を設けることが困難な離島地域において、保育を要する児童を保育するために設置するべき地保育所の運営に要する費用について補助を行った。

(注 1) 高齢者比率は、総務省「令和 2 年国勢調査結果」を使用した。

(注 2) 離島地域は、国土交通省の離島の定義に基づき、国勢調査の結果を使用し算出した。

令和 4 年度に講じた主な施策

地域医療介護総合確保基金(介護施設等整備分)

特例地域型保育給付費(子どものための教育・保育給付交付金)

対馬市、薩摩川内市、壱岐市等

12 市町村

(奄美群島	7市町村)
(小笠原諸島	1村)
(沖縄県	6市町村)

10. 教育及び文化の振興

(1) 教育の振興

離島地域の自立的発展を促進するためには、等しく修学できる環境整備を推進する必要がある。離島地域では、多くの高校生等が島外への通学等を余儀なくされていることから、その経済的負担は大きい。このため、離島高校生修学支援事業において、高等学校等が設置されていない離島の高校生等の通学等を支援し、修学の機会を確保した。併せて、市町村等が行う公立学校施設整備に必要な経費の補助を行った。

また、平成25年度から、離島地域における高等学校等の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案して教育の充実を図るため、高等学校等の教職員定数の決定について、特別の配慮をすることとし、同年以降、各都道府県からの申請どおり、教職員定数の追加措置を行っている。

加えて、教育の場として都会では出来ない魅力的な体験を子供たちに提供する離島留学については、離島地域の小規模な学校の維持や活性化にも寄与する取り組みとして、里親が担う日常的な養育に係る費用や寄宿舎の整備等に対して離島活性化交付金による支援を行った。

さらに、学校教育や社会教育の充実に努め、地域社会の特性に応じ、生涯学習を推進することにより、島の将来を担う人材を育成するよう努めた。

(補足)平成24年6月の法改正の際に、「教育の充実」について新たに法に規定され(法第15条)、高等学校等が設置されていない離島の高校生等の通学等の支援や、離島における公立高等学校等の教職員定数の決定などについて特別の配慮をするものとされた。

令和4年度に講じた主な施策

離島における公立の高等学校等の教職員定数の加算

離島高校生修学支援事業

長崎県、薩摩川内市、姫島村等	3県43市町村
(奄美群島	5町村)
(小笠原諸島	1都)
(沖縄県	15自治体)

公立学校施設整備費

離島活性化交付金(交流促進事業)による離島留学支援

長崎県、西之表市、隠岐の島町等	1県22市町村
-----------------	---------

(2) 文化の振興

離島は海上交通の先進地であり、外国との交流拠点でもあるという歴史的背景や、四方を海等に囲まれそれぞれが独立しているという地理的特性等と相まって、古くから個性豊かな暮らしが営まれ、我が国の文化にも多様性と深みを与えている地域が多く存在している。

こうした離島地域において、国指定等文化財の保存・活用のため、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金等により、所有者又は管理団体等に対し補助を行った。

また、子供たちに文化芸術に触れる感動や楽しさを伝えるため、文化芸術による子供育成推進事業により、オーケストラや演劇、能楽等、優れた舞台芸術や伝統文化にじかに触れる機会を学校等において提供した。

さらに、平成21年2月にユネスコが指摘した危機的な状況にある8言語・方言(注)のうち、これまで調査・記録が不十分である地域の方言の実地調査と方言の現況を伝え価値を見直すための啓発事業を行うとともに、危機言語・方言を抱える地域の行政等の担当者や研究者による情報交換を進め、これまでの研究成果や取組成果を周知するための「危機的な状況にある言語・方言サミット」を鹿児島県沖永良部島で開催した。

(注) 危機的な状況にある8言語・方言とは、アイヌ語及び八丈、奄美、国頭、沖縄、宮古、八重山、与那国の各方言のことである。このうち、離島地域に該当するのは八丈方言が使われている地域のみである。

令和4年度に講じた主な施策

国宝重要文化財等保存・活用費補助金	16件
国宝重要文化財等防災施設整備費補助金	1件
文化芸術による子供育成推進事業	26件
危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業	
情報交換のメンバーとサミットでの話者としてそれぞれ1か所	

(3) 調査、研究等の実施

離島地域及び周辺海域は自然の状態に近い沿岸環境に恵まれている場所が多く、複数の地域で、国立研究開発法人水産研究・教育機構の研究施設が置かれ、水産増養殖の調査・研究に活用された。

1.1. 観光の開発

離島地域は、豊かな地域資源を有しているが、離島への観光客数は、昭和60年度には11,371千人(公益財団法人日本離島センター「離島統計年報」)であったが、令和元年度は9,217千人(同)(注)となっている。

こうした状況から、交流人口の拡大による地域の活性化を図るために、観光客

が、従来の名所旧跡に加え、市街地、農山漁村等を回遊し、地域の住民と観光客との交流を促進する滞在交流型観光の振興を通じ、関係者が連携し、地域にいきづく暮らし、自然、歴史、文化等に係る地域の幅広い資源を最大限に活用した観光地域づくりを推進した。

特に、農山漁村振興交付金のうち地域活性化対策及び農泊推進対策を活用し、農山漁村における農泊など、離島地域の特性を生かし、かつ、多様化する旅行者のニーズに即した取組を推進した。

また、離島及び離島周辺における自然、景観、海洋資源等を活用した観光地域づくりを持続的に促進していくため、エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業を活用し、地域の自主的なルール作りを支援すること等により、これらの地域資源の保全に努めた。

さらに、継続的な観光地域づくりを実施するため、地域が目指すべき方向性を企画立案し、関係者との認識共有、合意形成等を行う人材を育成するなど、地域における継続的・自律的な活動体制の確立に向けた取組を推進した。

(注) 令和2年4月1日現在、離島振興対策実施地域のうち与島を除く数値。

令和4年度に講じた主な施策

農山漁村振興交付金（うち地域活性化対策）（再掲）		
佐渡市、大崎上島町、小豆島町、福岡市（小呂島）		4市町
同（うち農泊推進対策）（再掲）		
笠岡市、新宮町、平戸市等		7市町
エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業		
	神津島	1件
	（沖縄県）	1件）
国立公園満喫プロジェクト人材育成支援事業		
	佐渡市	1件
	（奄美群島）	1件）
	（沖縄県）	1件）

12. 国内及び国外の地域との交流の促進

音楽を通しての国外交流等をはじめ、一部の離島地域は、その立地条件及び自然、文化等の地域資源を生かして国内外との交流を図ってきており、離島地域の活性化又は離島地域における定住に結びついた事例が見られる。このため、地域資源を生かした特色ある地域づくりを進めつつ、農山漁村振興交付金のうち地域活性化対策及び農泊推進対策を活用した滞在交流型の観光等の取組を通じ交流人口の増大を図った。

また、「島と都市部・その他地域との交流」、「島と島との交流」といった様々な

交流を通じて、交流人口の拡大や、U・J・Iターンといった定住の促進につなげることを目的に、全国の離島地域から87団体、159島の参加を得て、11月にアイランダーを開催した。令和4年度は、ハイブリッド開催とし、令和2年度から行ってきたオンラインコンテンツ(注1)の実施に加え、3年ぶりにリアル開催(注2)も行い、全国に向けて島のPRに取り組んだ。

(注1) 島の概要や暮らしの紹介等の基本情報、オンライン観光等の視聴者参加型交流イベント、ライブ配信、移住・観光の個別相談、しまっちんぐ等のコンテンツが設けられた。(公式サイトアクセス数: 15,559人)

(注2) 離島地域等団体のブース出展(移住・観光の個別相談、物産販売、ワークショップ)、ステージ公演、ハローワークによる求人相談等を実施した。(リアル会場への来場者数: 3,880人)

令和4年度に講じた主な施策

農山漁村振興交付金(うち地域活性化対策)(再掲)

佐渡市、大崎上島町、小豆島町、福岡市(小呂島) 4市町

同(うち農泊推進対策)(再掲)

笠岡市、新宮町、平戸市等 7市町

1.3. 自然環境の保全及び再生

離島においては、海によって隔絶された長い歴史の中で微妙なバランスで成り立つ独特の生態系が形成されており、固有種が多く特徴的な生物相が見られる一方、生息地及び生育地の破壊や外来種の侵入等による影響を受けやすい脆弱な地域であることから、生息・生育する種の多くが絶滅のおそれのある種に選定されている。このため、国立・国定公園新規指定等推進事業や国立・国定公園の海域適正管理強化事業を活用し、保護区の設定等に取り組むとともに、自然公園等事業において、利用施設の整備による自然環境への影響の低減や自然再生に取り組んでいる。世界自然遺産地域では科学的知見を踏まえた順応的保管理を実施し、さらに特定野生生物保護対策事業及び希少野生動物野生順化特別事業を活用した希少種の保護増殖事業や特定外来生物防除等推進事業を活用した外来種の防除を実施すること等により、離島及び周辺海域における自然環境の保全及び再生を進めた。また、エコツーリズム等の自然環境への影響が少ない適切な利用を図った。

離島地域における海洋ごみ等の処理に関しては、高齢化や人口減少が進展している中で回収に従事する人手等の確保が困難な上、運搬費を含めた処理費用が本土と比較して多額であるため、離島地域の負担となっている。このため、多様な主体の連携を図りつつ、国立公園等民間活用特定自然環境保全活動や海岸漂着物等地域対策推進事業等を活用し、海洋ごみの円滑な処理等を講じた。

(補足) 平成 24 年 6 月の法改正の際に、「自然環境の保全及び再生」について新たに法に規定され(法第 17 条の 2)、離島地域及びその周辺の海域における自然環境の保全及び再生に資するため、国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理並びに生態系に係る被害を及ぼすおそれのある外来生物及び伝染病の防除及び防疫その他生態系の維持または回復について適切な配慮をするものとされた。

令和 4 年度に講じた主な施策

自然公園等事業

【国立公園等整備費】	利尻島、屋久島等	6 件
	(小笠原諸島)	2 件)
	(奄美群島)	2 件)
	(沖縄県)	2 件)
【自然環境整備交付金】	北海道、島根県等	13 件
	(奄美群島)	1 件)

国立・国定公園新規指定等推進事業

隠岐諸島、伊豆諸島等	5 件
(小笠原諸島)	1 件)
(沖縄県)	1 件)

国立・国定公園の海域適正管理強化事業

屋久島等	9 件
(奄美群島)	4 件)
(小笠原諸島)	4 件)
(沖縄県)	11 件)

遺産地域等貴重な自然環境保全推進事業

屋久島	1 件
(小笠原諸島)	1 件)
(奄美群島)	1 件)
(沖縄県)	1 件)

特定野生生物保護対策事業、希少野生動物野生順化特別事業

佐渡島、対馬島等	6 件
(奄美群島)	3 件)
(小笠原諸島)	5 件)
(沖縄県)	5 件)

特定外来生物防除等推進事業

対馬市	1 件
(小笠原諸島)	2 件)
(奄美群島)	3 件)
(沖縄県)	10 件)

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金		
	香川県、長崎県、鹿児島県	3件
	(沖縄県)	1件)
ジオパークと連携した地形・地質の保全・活用推進事業		
	伊豆大島	1件
国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業		
	利尻島、隠岐諸島、屋久島等	13件
	(奄美群島)	4件)
	(小笠原諸島)	2件)
	(沖縄県)	11件)
海岸漂着物等地域対策推進事業		
	対馬市、五島市、壱岐市等	58件

14. 再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策

再生可能エネルギーは、利用時の環境負荷が小さく、また、国内で調達可能であるなど様々な長所を有しており、特に、離島は、四方を海等に囲まれ、日照条件や風況が良いところが多いことから、再生可能エネルギーの導入に適している。

一方で、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるにあたっては、調整力を強化していく必要がある。

このような調整力の強化のために、離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業により再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で再生可能エネルギー自給率の向上を図る取組を支援した。

島内の再生可能エネルギーを活用し地域へ自立的に電力供給できる仕組みを構築することで、大規模災害等により本土からの電力供給が途絶えた場合にも、防災拠点への電力供給や停電時間の短縮といったレジリエンスの向上が期待できる。地域の再生可能エネルギーと蓄電池等の調整力、系統線を活用し、災害時にも地域への電力供給を可能とする先例モデルの構築を支援する予算措置を講じた。

令和4年度には、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を創設し、離島での取組をはじめ、脱炭素に向かう地域特性に応じた先行的な取組に対し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するとともに、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業により、離島地域も含めた地方公共団体における再エネ導入の目標設定・計画策定等を支援した。

離島における石油製品の流通コストは、海上輸送など本土と比べて追加的な流通コストが生じるため、小売価格が割高となっている。このため、離島のガソリン流通コスト対策事業により、輸送形態と本土からの距離を踏まえた補助単価を設定し、実質的なガソリン小売価格が下がるよう支援措置を講じ、離島における

石油製品の安定的かつ低廉な供給の確保に努めた。

また、離島地域における石油製品の供給体制のあり方について、地域の実情を踏まえて具体的に検討するため、自治体や石油販売事業者等を中心とした関係者による協議会を設置し、その協議会が行う石油製品の流通合理化や安定供給対策の検討・策定を支援した。

(補足)平成24年6月の法改正の際に、「エネルギー対策の推進」について新たに法に規定され(法第17条の3)、離島地域において、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用することが、経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、国及び地方公共団体は、再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮をするものとされた。

また、エネルギーの利用に関する条件の他の地域との格差の是正、島民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、離島地域における石油製品の価格の低廉化その他のエネルギーに関する対策の推進について適切な配慮をするものとされた。

なお、石油製品については、上述のように、本土と比べて割高な離島のガソリン小売価格を実質的に下げることを目的に、ガソリンの流通コストに着目して支援を行う離島のガソリン流通コスト対策事業を平成23年度から実施している。さらに、法改正も踏まえ、依然として本土と価格差があり、本土から遠方にある一部の離島について、平成24年6月からその補助単価を拡充する等の見直しもしている。

令和4年度に講じた主な施策

PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業

(沖縄県 3件)

(新潟県 1件)

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

佐渡市 1件

(奄美群島 2件)

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業

奥尻町、志摩市、隠岐の島町等 17件

(奄美群島 3件)

離島のガソリン流通コスト対策事業

佐渡島、種子島、対馬島等 149島

(奄美群島 8島)

(小笠原諸島 2島)

離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業

15. 水害、風害、地震災害、津波被害、その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、被災地の離島地域が孤立し、災害発生時の情報連絡、避難時の救援物資及び支援物資の供給のほか、復旧及び復興の局面において、離島地域特有の災害対策上の課題を改めて認識することとなった。

このため、離島地域の孤立防止と孤立時の対策として、被害を未然に防ぐ防波堤等の国土保全施設等の整備等を図ったほか、離島地域で自立的に避難活動が行えるよう、避難施設、備蓄倉庫及び通信設備等の整備等を図った。

また、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難及び救助を行うための体制整備や関係行政機関の連携強化等のソフト対策にも取り組んだ。

さらに、水害、土砂災害、風害等に対する治山治水対策等を推進するとともに、我が国の領域の保全という離島の国家的役割に鑑み、高潮及び侵食等による被害から離島を防護し、併せて海岸の良好な環境の維持や適正な利用を図るための海岸保全対策を推進した。

(補足) 離島地域は大きな災害が発生すると、島内外の交通や通信が遮断されて孤立を招きやすく、実際に平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、上述のとおりそのことが改めて認識された。このようなこともあり、平成24年6月の法改正の際には、「防災対策の推進」について新たに法に規定され(法第17条の4)、国及び地方公共団体が、必要な防災対策の推進について適切な配慮をするものとされた。

令和4年度に講じた主な施策

社会資本整備総合交付金

防災・安全交付金

治山事業

農山漁村地域整備交付金

(参考資料)

参考 I 離島振興法

離島振興法の変遷

離島振興法は、離島地域を有する地方公共団体等の要望の高まりを背景に、昭和 28 年に議員立法により 10 年間の時限立法として制定された。その後、時々の離島を巡る状況に鑑み、数次にわたる延長及び期間中も含めた改正等がなされてきた。令和 4 年 11 月に第 210 回国会において離島振興法の一部を改正する法律が成立し、令和 4 年 11 月 28 日に公布、令和 5 年 4 月 1 日に施行された。

(参考資料 I - 1) 改正法の変遷

法の対象期間	改正法の内容
昭和 38～47 年度	●延長の際の改正 ①期間のみの単純延長 ●期間中の改正 ①特別な助成の対象として、教育施設、保育所及び消防施設の追加
昭和 48～57 年度	●延長の際の改正 ①離島の医療確保について、国及び都道府県の責任の明記
昭和 58～平成 4 年度	●延長の際の改正 ①臨時行政調査会の答申に沿って、期限を迎える法律の廃止等が議論される中、離島振興法を延長
平成 5～14 年度	●延長の際の改正 ①目的条項に、離島の果たす国家的役割を明記 ②離島振興計画に含む事項の追加・見直し ③地方債、資金の確保等に関する配慮規定の新たな追加 ④新たな租税措置に関する規定の追加（租税特別措置法、地方税法）等
平成 15～24 年度	●延長の際の改正 ①目的条項に、離島の自立的発展を促進することを明記 ②国による離島振興基本方針策定及び都道府県による離島振興計画策定への制度変更 ③ソフト事業を含む非公共事業に対する国の助成措置を明記 等
平成 25～令和 4 年度	●延長の際の改正 ①目的条項に、離島における定住の促進を明記 ②基本理念及び国の責務の明記 ③離島振興基本方針に含む事項の追加 ④離島活性化交付金等事業計画の制度創設 等
令和 5～令和 14 年度	●延長の際の改正 ①都道府県による離島市町村への支援の努力義務を新設 ②離島振興計画の記載事項の充実 ③離島に対する配慮規定の充実

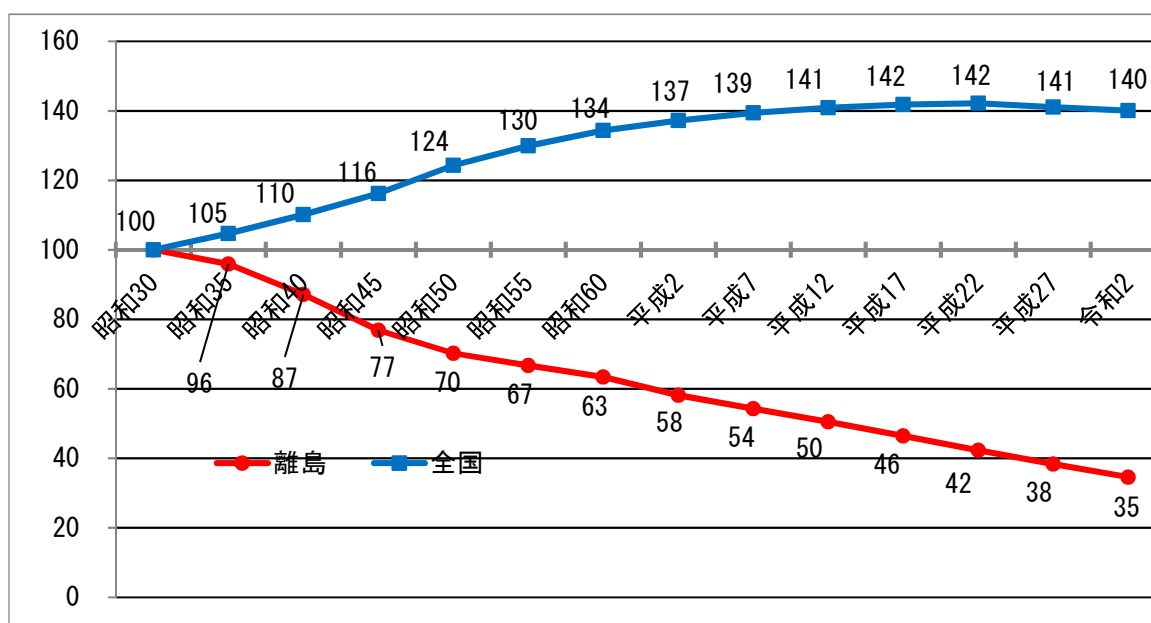
参考Ⅱ 離島の現況

1. 人口等の動向

離島地域の人口は、法が制定された直後の昭和30年には、約98万人であったが、令和2年には約34万人まで減少している。平成22年から令和2年までの10年間で見ても、人口は18.2%減となっており他の条件不利地域と比べても減少幅が大きい。

また、昭和35年の人口構成は若年層の人口が多いピラミッド型を維持していたが、少子高齢化及び若年層を中心とする人口流出の結果、令和2年は高齢者が多い逆ピラミッド型になっている。

(図1) 昭和30年の人口を100とした場合の全国及び離島の人口の推移



(備考) 離島地域は令和5年4月1日現在、離島振興対策実施地域に指定されている256島を対象に算出。

(出典) 全国の人口については総務省「国勢調査」(昭和30年～令和2年分)のデータを利用。離島地域は、国土交通省の離島の定義に基づき、国勢調査の結果を使用し算出した。

(表1) 離島地域等と全国の人口推移の比較

(単位:人)

項目	昭和30年	35年	40年	45年	50年	55年	60年
離島地域	980,086	940,230	854,001	753,265	688,029	653,764	621,031
奄美群島	205,363	196,483	183,471	164,114	155,879	156,074	153,062
小笠原諸島	—	—	—	782	1,507	1,879	2,303
過疎地域	—	22,932,534	20,997,151	19,206,965	18,339,378	18,039,346	17,671,422
全国	90,076,594	94,301,623	99,209,137	104,665,171	111,939,643	117,060,396	121,048,923

項目	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和2年
離島地域	570,017	532,299	494,676	455,266	414,532	376,229	339,280
奄美群島	142,834	135,791	132,315	126,483	118,773	110,147	104,281
小笠原諸島	2,361	2,809	2,824	2,723	2,785	3,022	2,929
過疎地域	16,912,899	16,342,097	15,690,949	14,844,982	13,845,400	12,739,544	11,668,630
全国	123,611,167	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352	127,094,745	126,146,099

(備考) 1. 離島地域は、令和5年4月1日現在、離島振興対策実施地域に指定されている256島を対象に算出。

2. 奄美群島は、奄美群島振興開発特別措置法に基づき指定されている8島を対象に算出。

3. 小笠原諸島は、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき指定されている4島を対象に算出。昭和43年まで米軍統治下におかれていたため、昭和30年、35年及び40年のデータはなし。

4. 過疎地域は、令和4年4月1日現在の地域を対象に算出。

(出典) 全国の結果については総務省「国勢調査」(昭和30年～令和2年分)を使用した。1～3は、国勢調査の結果を使用し、国土交通省の定義に基づき算出した。

(表2) 平成22年から令和2年にかけての離島地域等と全国の人口増減率の比較 (単位:%)

項目	離島地域	奄美群島	小笠原諸島	過疎地域	全国
人口増減率	▲18.2	▲12.2	5.2	▲15.7	▲1.5

(備考) 1. 離島地域は、令和5年4月1日現在、離島振興対策実施地域に指定されている256島を対象に算出。

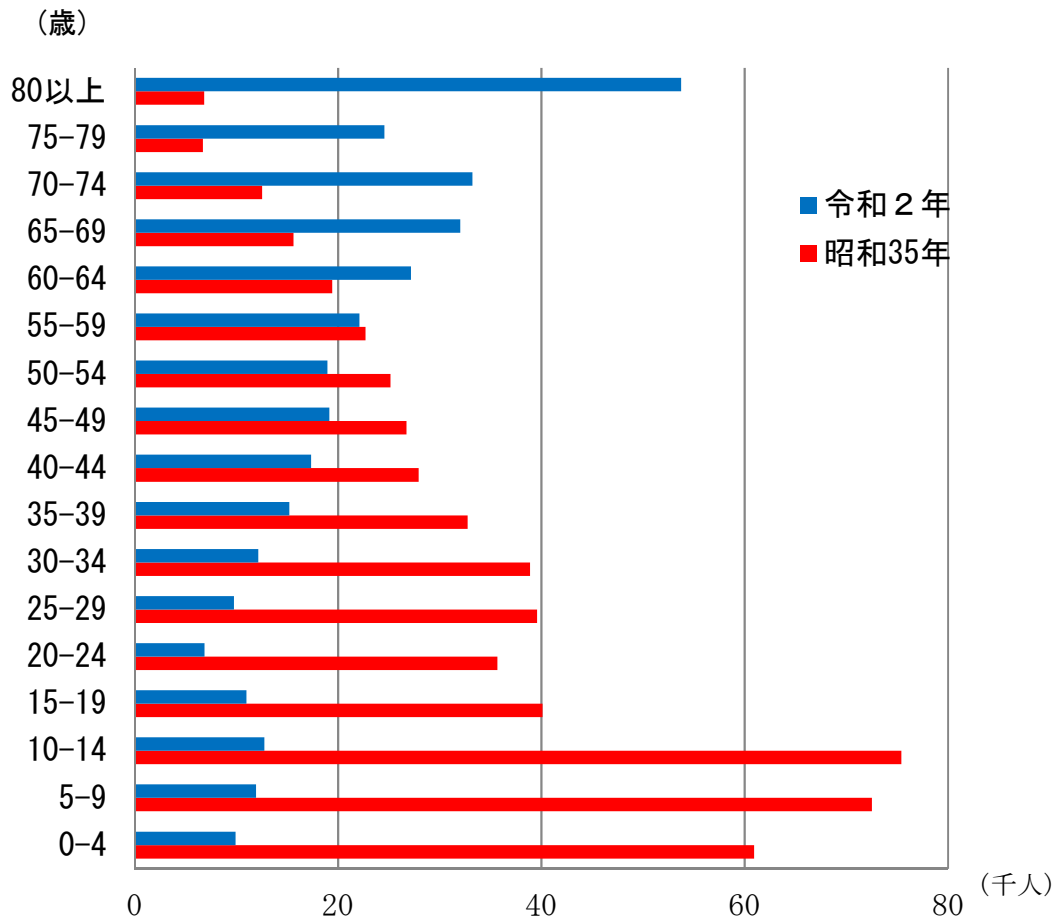
2. 奄美群島は、奄美群島振興開発特別措置法に基づき指定されている8島を対象に算出。

3. 小笠原諸島は、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき指定されている4島を対象に算出。

4. 過疎地域は、令和4年4月1日現在の地域を対象に算出。

(出典) 全国の結果については総務省「国勢調査」(平成22年及び令和2年分)を使用した。また、1～3は、国勢調査の結果を使用し、国土交通省の定義に基づき算出した。

(図2) 離島の年齢別人口構成



(備考) 1. 令和2年は、令和5年4月1日現在、離島振興対策実施地域に指定されている256島を対象に算出。

2. 昭和35年は、昭和35年4月1日現在、離島振興対策実施地域に指定されている離島のうち、159島を対象に算出。

(出典) 離島地域は、国土交通省の離島の定義に基づき、国勢調査の結果を使用し算出した。(昭和35年及び令和2年)。

2. 財政

令和2年度における全部離島の財政力指数は0.20であり、過疎地域と比較して厳しい財政状態であることが分かる。また、実質公債費比率及び将来負担比率も過疎地域を上回っており、厳しい状態にある。

(表3) 財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率の状況

項目	財政力指数	実質公債費比率 (%)	将来負担比率 (%)
離島地域	0.20	8.8	58.2
奄美群島	0.16	9.9	43.0
小笠原諸島	0.27	5.4	—
過疎地域	0.27	8.5	29.1
全国市町村	0.51	5.7	24.9

(備考) 1. 令和5年4月1日現在、離島振興対策実施地域に指定されている256島のうち、市町村区域全域が離島である市町村を対象に算出。

2. 奄美群島は、奄美群島振興開発特別措置法に基づき指定されている8島を対象に算出。

3. 小笠原諸島は、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき指定されている4島を対象に算出。

4. 過疎地域は、令和4年4月1日現在の過疎関係市町村（一部過疎市町村は含まない。）の令和2年度の数値。

5. 以下の語句の説明は、総務省「地方財政の状況（令和5年3月）」より。

※1 「財政力指数」とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

※2 「実質公債費比率」とは、当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ））に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

※3 「将来負担比率」とは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

(出典) 1. 総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」（令和2年度）

2. 総務省「過疎対策の現況」（令和3年度版）

3. 医療

医療の確保は、住民が安心して暮らすための基礎となるが、人口10万人当たりの医師数は全国平均と大きな差はない。歯科医師数及び看護師数は全国平均と比較して少ない。

(表4) 人口10万人当たりの医師数、歯科医師数、看護師数の状況 (単位:人)

項目	離島地域	全国
医師数	263	257
歯科医師数	61	83
看護師数	888	1,015

(備考) 1. 令和2年4月1日現在、離島振興対策実施地域に指定されている255島を対象に算出。

2. 離島における医師数、歯科医師数、看護師数は令和2年4月1日現在。

3. 全国における医師数、歯科医師数、看護師数は令和2年12月31日現在。

4. 医師数、歯科医師数及び離島地域における看護師数は医療施設の従事者。

5. 全国における看護師数は就業看護師の数。

(出典) 1. 離島地域は、公益財団法人日本離島センター「離島統計年報」。

2. 全国は、厚生労働省「令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計」、「令和2年衛生行政報告例」。

4. 教育

少子化が進んでいることから学校数、児童数及び生徒数は全国的に減少傾向にあるものの、特に人口減少が進む離島地域においてはその傾向が著しい。

(表5) 離島地域の小学校、中学校及び高等学校の数及び生徒数の状況 (単位:校、人)

項目		平成12年	令和2年	増減率
小学校	学校数	405	275	▲32.1%
	児童数	30,344	14,987	▲50.6%
中学校	学校数	249	173	▲30.5%
	生徒数	17,422	7,818	▲55.1%
高等学校	学校数	46	42	▲8.7%
	生徒数	13,517	6,503	▲51.9%
合計	学校数	700	490	▲30.0%
	生徒数	61,283	29,308	▲52.2%

(備考) 1. 令和2年は、令和2年4月1日現在、離島振興対策実施地域に指定されている255島を対象に算出。

2. 平成12年は、平成12年4月1日現在、離島振興対策実施地域に指定されている271島を対象に算出。

3. 小学校、中学校及び高等学校の数は、平成12年5月1日現在、令和2年5月1日現在で、国・公・私立の合計数。

(出典) 公益財団法人日本離島センター「離島統計年報」。

(表6) 全国の小学校、中学校及び高等学校の学校数及び児童・生徒数の状況

(単位：校、人)

項目		平成12年	令和4年	増減率
小学校	学校数	24,106	19,161	▲20.5%
	児童数	7,366,079	6,151,305	▲16.5%
中学校	学校数	11,209	10,012	▲10.7%
	生徒数	4,103,717	3,205,220	▲21.9%
高等学校	学校数	5,478	4,824	▲11.9%
	生徒数	4,165,434	2,956,900	▲29.0%
合計	学校数	40,793	33,997	▲16.7%
	生徒数	15,635,230	12,313,425	▲21.2%

(備考) 学校数及び児童・生徒数は、平成12年5月1日現在、令和4年5月1日現在で、国・公・私立の合計数。

(出典) 文部科学省「学校基本統計」

5. 生活環境

汚水処理施設については、離島の汚水処理人口普及率（下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、コミュニティプラント等の汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合）は平成14年の20.0%に比べ令和2年は59.8%と大幅に改善してきているものの、全国の91.7%には達していない。

(表7) 汚水処理人口普及率の状況

項目	平成14年	令和2年
全国	73.7%	91.7%
離島	20.0%	59.8%

(備考) 1. 離島地域は年度当初、全国は前年度末の数値。

2. 令和2年の数値は、福島県において東日本大震災の影響により調査不能な市町村を除いた集計データを用いている。

(出典) 1. 離島地域は、公益財団法人日本離島センター「離島統計年報」。

2. 全国は、国土交通省、農林水産省、環境省による調査結果

6. 高度情報通信ネットワーク

光ファイバ（FTTH）は医療、教育、産業等の各分野での活用が期待できることから、離島地域が有する地理的制約を克服する有効な手段であり、離島地域は令和3年3月末の92.6%から令和4年3月末は94.5%と利用可能世帯数の割合が増加している。

(表8) 光ファイバ (FTTH) の整備率の推移

項目	令和3年3月末	令和4年3月末
全国	99.3%	99.7%
離島	92.6%	94.5%

(備考) 離島地域は離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の対象離島のうち、一般住民が居住している離島を対象に集計したもの。

(出典) 総務省調べ

7. 産業分類別就業者数等の推移

離島地域の産業分類別就業者数の推移を見ると、昭和60年から平成27年にかけて、第1次、第2次及び第3次産業のいずれもが減少しており、特に第1次産業及び第2次産業は大幅な減少が見られる。一方、全国の産業分類別就業者数の推移を見ると、昭和60年から令和2年にかけて、第1次産業及び第2次産業は減少しているものの、第3次産業は増加している。

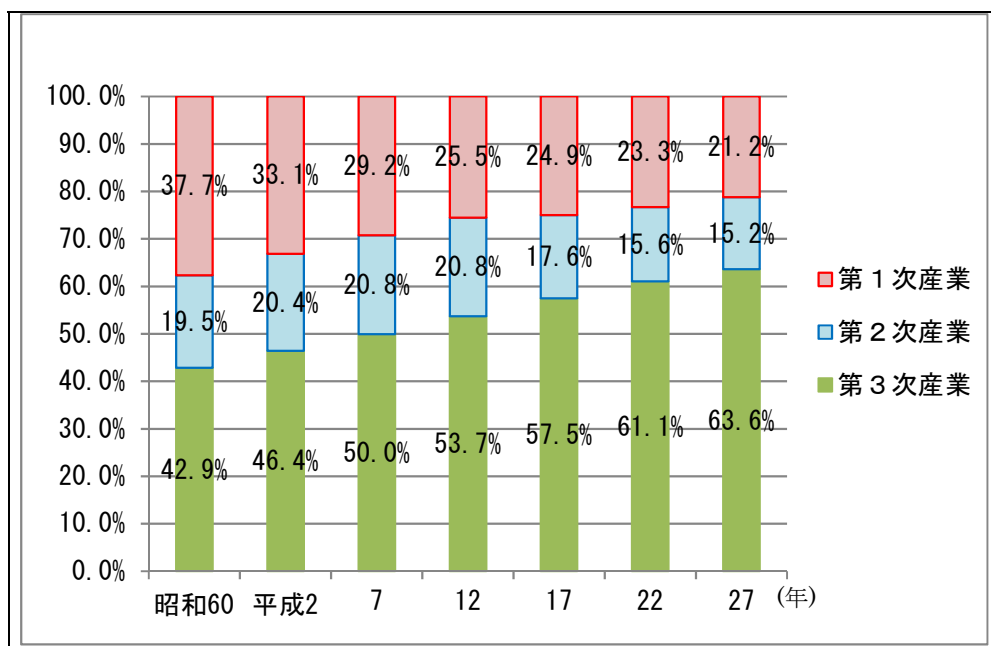
(表9) 離島地域の産業分類別就業者の推移

(単位:人)

項目	昭和60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年
第1次産業	104,515	84,072	71,340	56,575	50,680	41,524	35,164
第2次産業	53,981	51,794	50,709	46,167	35,737	27,807	25,174
第3次産業	118,898	117,848	121,858	119,196	116,716	108,829	105,463
合計	277,394	253,714	243,907	221,938	203,133	178,160	165,801

(出典) 公益財団法人日本離島センター「離島統計年報」のデータを利用。

(図3) 離島地域の産業分類別就業者比率の推移



(出典) 公益財団法人日本離島センター「離島統計年報」

(表10) 全国の産業分類別就業者の推移

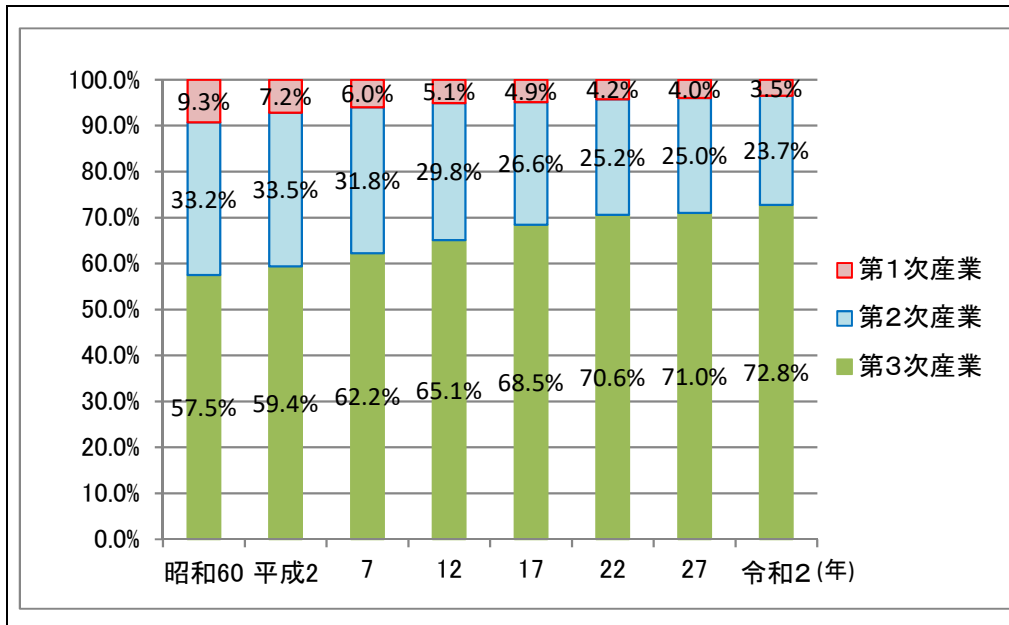
(単位：千人)

項目	昭和60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和2年
第1次産業	5,412	4,391	3,848	3,208	2,981	2,381	2,222	1,963
第2次産業	19,334	20,548	19,936	18,392	15,957	14,123	13,921	13,259
第3次産業	33,444	36,421	40,004	40,671	41,425	39,646	39,615	40,679
合計	58,191	61,361	63,788	62,271	60,363	56,151	55,757	55,902

(出典) 総務省「国勢調査」(昭和60年～令和2年)。

(注) 平成7年及び平成12年の数値は新産業分類に組替えて集計した抽出による結果。

(図4) 全国の産業分類別就業者比率の推移



(出典) 総務省「国勢調査」(昭和60年～令和2年)。